

ご意見をお寄せください 保健医療福祉計画・介護保険事業計画・ 障害者計画改定の基本的な方向について (中間のまとめ)

地域福祉審議会は、区長からの諮問を受け、区における今後の福祉の目指す方向について検討しています。
このたび中間のまとめがまとまりましたので、ご意見をお寄せください。頂いたご意見を参考に検討し、区長に最終答申する予定です。

健康福祉計画課保健福祉計画係
☎5722-9406、☎5722-9347

主な内容

高齢化の進行や家族構成の変化、地域のつながりの希薄化により、区民が抱える生活課題は複雑化・複合化する傾向にあります。こうした状況を踏まえ、福祉分野の枠にとどまらない包括的な支援と包摂的な地域づくりを目指す地域共生社会の実現の推進を基本に据え、地域福祉、高齢者の介護・福祉、障害者福祉などについて、新たな視点から今後の方向性を提示しています。

意見の提出方法

書式は問いませんが、地域福祉審議会中間のまとめへの意見と明記の上、住所・氏名(団体の場合は所在地・団体名・代表者名)、在勤・在学者は所在地・**①** 名称を書いて、専用HP(コード**①**)・郵送・FAXで、7月15日~8月7日(必着)に、健康福祉計画課保健福祉計画係(〒153-8573目黒区役所〈住所不要〉、☎5722-9347)へ。頂いた意見には個別に回答しませんが、要旨を取りまとめて公表します(原文、住所、氏名などは公表しません)。



地域福祉を考えるつどいを開催します

中間のまとめの内容を説明し、意見交換を行います(要約筆記、手話通訳付き)。希望者は、当日会場へお越しください。



時 7月31日(月)18:30~20:30
場 中目黒GTプラザホール(上目黒2-1-3)

☑中間のまとめは、7月15日から、総合庁舎本館1階区政情報コーナー・2階健康福祉計画課・福祉総合課・介護保険課・高齢福祉課・障害施策推進課・障害者支援課・生活福祉課、地区サービス事務所(東部を除く)、図書館、住区センターのほか、区HP(コード**②**)でご覧になれます。



子 児童扶養手当・ 特別児童扶養手当

子育て支援課手当・医療係
☎5722-9645、☎5722-9328

申請方法など、詳細はお問い合わせください。なお、子どもが児童福祉施設などに入所している場合は、受給できないことがあります。

◆児童扶養手当(申請が必要)

☑次の①~④のいずれかの子ども(18歳の3月31日まで。中度以上の障害がある場合は20歳未満)を養育しているかた

- ①父母の離婚・死亡・未婚などにより、ひとり親の状態にある
- ②父(母)が保護命令を受けている、または1年以上拘禁されている
- ③父(母)に1年以上遺棄されている
- ④父(母)に重度の障害がある

※父(母)が事実上の婚姻関係にある(④を除く)場合は受給できません
※父(母)または子どもが手当額以上の公的年金を受給している場合は、受給できないことがあります

手当額 所得に応じて、月額10,410~44,140円、第2子は5,210~10,420円、第3子以降は1人当たり3,130~6,250円

所得制限額

扶養人数	請求者本人		孤児などの養育者、配偶者・扶養義務者
	全部支給	一部支給	
0人	49万円	192万円	236万円
1人	87万円	230万円	274万円
2人	125万円	268万円	312万円

以下、扶養人数が1人増すごとに38万円を加算

受給資格者には、現況届のお知らせを送付します。手続き方法を確認の上、8月1~31日に、手続きをしてください。

◆特別児童扶養手当(申請が必要)

☑20歳未満で心身に中度以上の障害がある子どもを養育しているかた

手当額 障害の程度が重度の場合は月額53,700円、
中度の場合は月額35,760円

所得制限額

扶養人数	請求者本人	配偶者・扶養義務者
0人	459万6千円	628万7千円
1人	497万6千円	653万6千円
2人	535万6千円	674万9千円

以下1人増すごとに加算 38万円 21万3千円

受給資格者には、所得状況届を送付します。8月4~31日(必着)に、総合庁舎本館2階子育て支援課の窓口または郵送で提出してください。

障害があるかたへの 心身障害者福祉手当など

障害者支援課支援サービス係 ☎5722-9846、☎3715-4424

所得制限があります。申請方法など、詳細はお問い合わせください。

心身障害者福祉手当(区)

対象	手当額	支給制限
65歳未満(※1)で、次の①~③いずれかのかた ①身体障害者手帳1・2級、脳性まひ、進行性筋萎縮症、愛の手帳1~3度 ②身体障害者手帳3級、愛の手帳4度 ③国または都の指定する特殊疾病(難病)※2	①月額15,500円 ②月額10,000円 ③月額13,000円	施設等入所、保護者が児童育成(障害)手当を受給

※1 65歳前に身体障害者手帳などの交付を受け、所得制限等の理由で受給申請できなかったかたや、心身障害者福祉手当の受給資格喪失後、支給制限事由がなくなったかたは、65歳以上でも対象
※2 国・都の指定する難病の医療受給者証、または医療券が交付されている

重度心身障害者手当(都)

対象(都による判定)	手当額	支給制限
65歳未満で、常時複雑な介護を要する、次の①~③いずれかのかた ①重度の知的障害があり、著しい精神症状などのため、常時複雑な配慮が必要 ②重度の知的障害と重度の身体障害が重複 ③両上肢・両下肢の機能が失われ、かつ座っていることが困難	月額60,000円	施設等入所、3カ月を超えて入院している

特別障害者手当(国)

対象(専用の診断書で判定)	手当額	支給制限
20歳以上で、常時特別な介護を必要とする、おおむね①または②のかた ①身体障害者手帳1・2級程度、愛の手帳1・2度程度の重度の障害がある ②①と同等の疾病・重い精神障害がある	月額27,980円	施設等入所、3カ月を超えて入院している

障害児福祉手当(国)

対象(専用の診断書で判定)	手当額	支給制限
20歳未満で、重度の障害を有するため、日常生活において常時介護を必要とする、おおむね①または②のかた ①身体障害者手帳1級(一部2級を含む)、愛の手帳1度(一部2度を含む)程度の障害がある ②①と同等の疾病・重い精神障害がある	月額15,220円	施設等入所、障害年金を受給

所得制限額(扶養人数が0人の場合。扶養人数により加算あり)

心身障害者福祉手当	360万4千円	本人(20歳未満の場合は保護者)
重度心身障害者手当		本人(20歳未満の場合は扶養義務者)
特別障害者手当・障害児福祉手当	360万4千円(本人)、かつ628万7千円(配偶者または扶養義務者)	